

## 第2章

### 計画策定の背景

## 第2章 計画策定の背景

### 1 国際的な動き

- ・平成12年、ニューヨークで開催された国連特別総会「女性2000年会議」では、平成7年北京会議で採択された行動綱領について、各国の進捗状況を検討・評価するとともに一層の行動を求める「政治宣言」と「成果文書」が採択されました。
- ・北京会議（平成7年開催）から10年目に当たる平成17年、第49回国連婦人の地位委員会（通称「北京+10」）がニューヨークの国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これらの完全実施に向けた宣言が採択されました。
- ・平成21年には、国連の女子差別撤廃委員会が日本に対し、民法における婚姻適齢、離婚後の女性の再婚禁止期間、及び夫婦の氏の選択に関する差別的な法規定の撤廃、摘出でない子とその母親に対する民法及び戸籍法の差別的規定の撤廃、あらゆるレベルでの意思決定過程への女性の参画の拡大、男女の役割と責任に関する固定的性別役割分担意識の解消、あらゆる暴力は容認されないという意識啓発の取組の強化等の勧告を盛り込んだ最終見解を示しました。

### 2 国の動き

- ・我が国の男女共同参画の取組は、平成11年6月、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付けた「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の実現に向けて、新たな一歩を踏み出しました。
- ・平成12年12月、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。
- ・平成13年1月、新たに設置された内閣府に、「男女共同参画局」と、基本的な政策及び重要事項の調査審議を行う「男女共同参画会議」が設置され、推進体制が強化されました。
- ・同年10月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、DV防止法）が一部施行され、平成14年4月に完全施行されました。
- ・平成14年4月、「改正育児・介護休業法」が施行され、勤務時間短縮措置の対象になる子どもの年齢が1歳未満から3歳未満に引き上げられるとともに、看護休暇制度が創設される等、育児や介護を支援する環境が整備されました。
- ・平成15年7月、「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」が制定され、国、県、市町村及び事業主が一体となって、少子化対策を集中的、計画的に推進

---

することとなりました。

- ・平成16年6月、DV防止法が一部改正され、裁判所が行う保護命令（接近禁止、退去命令）の対象に元配偶者を加えて離婚後の暴力防止等に対応したほか、接近禁止の対象に被害者の子どもが新たに加えられました。
- ・平成17年4月、「改正育児・介護休業法」が施行され、契約社員ら有期雇用労働者についても、一定の条件の下、育児・介護休業の対象となりました。また、同年12月、「男女共同参画基本計画（第2次）」が閣議決定されました。
- ・平成18年6月、体力や勤務条件等により実質的に女性を差別する間接差別の禁止等を盛り込んだ「改正男女雇用機会均等法」が成立し、平成19年4月から施行されることとなりました。
- ・平成19年には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されるとともに、「改正男女雇用機会均等法」が施行されました。また、平成19年7月にDV防止法の一部改正が行われました。
- ・平成21年には、次世代育成支援を推進していく上でも大きな課題となっている、男女がともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備し、仕事と子育ての両立支援等を一層推進するため、「育児・介護休業法」が改正されました。
- ・平成22年12月には、「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、改めて強調している視点として、「女性の活躍による経済社会の活性化」「男性、子どもにとっての男女共同参画」「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」「女性に対するあらゆる暴力の根絶」「地域における身近な男女共同参画の推進」が掲げられました。

### 3 茨城県の動き

- ・昭和53年、生活福祉部内に青少年婦人課が設置され、男女共同参画社会への取り組みが始まりました。
- ・昭和57年、「婦人のつばさ」が始まり、女性の地位向上のための地域リーダー養成をめざしました。
- ・昭和61年、「新茨城県民福祉基本計画」に女性の地位向上と社会参画の促進が位置付けられました。
- ・平成2年、女性対策関連問題の全庁的かつ総合的調整を図るため、知事を本部長とする女性対策推進本部が設置されました。
- ・平成3年、婦人児童課内に女性対策推進室を置き、「いばらきローズプラン21」の策定、「いばらきローズプラン21 推進委員会」が設置されました。
- ・平成6年、女性青少年課を設置し、より一層の施策の推進が取り組まれました。

- ・平成7年、「茨城県長期総合計画」の中に「男女共同参画社会の形成」がうたわれ、「男と女・ハーモニー週間」が設定されました。
- ・平成8年、男女共同参画社会の実現をめざす「いばらきハーモニープラン」が策定され、平成11年には、女性施策の全庁的推進を図るため、女性青少年課が福祉部から知事直轄となる組織の改編が行われました。
- ・平成13年、国の「男女共同参画社会基本法」を受けて、「茨城県男女共同参画推進条例」が施行されました。
- ・平成14年、「茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）」が策定されました。
- ・平成18年、「茨城県男女共同参画実施計画」が策定されました。
- ・平成23年、「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

#### 4 境町の動き

- ・平成3年、「いばらきローズプラン21」の策定により、積極的に女性行政を取り組むことの必要性から、平成4年4月教育委員会生涯学習課において、女性対策事業を推進しました。また、同年7月生涯学習課に女性対策推進委員会を設置し、女性の地位向上をめざし「男女学セミナー」を開催しました。
- ・平成8年、「いばらきハーモニープラン」が策定され、教育委員会生涯学習課に女性行政担当を置き、「男女共同参画型社会」の実現を図るため講演会や学習会を開催し、普及啓発をしました。
- ・平成11年、国の「男女共同参画基本法」の制定を受けて「女性対策推進委員会」を「男女共同参画推進委員会」に名称を変更しました。
- ・平成12年、企画公聴課に女性対策係が新設され、女性施策推進に取り組みました。
- ・平成14年に、「男女共同参画に関する住民意識調査」、および「中学生・高校生各3年生」「職員等」を対象とした「意識調査」を実施しました。これらを男女共同参画プラン策定のための各種基礎資料として分析を重ね、プラン策定をめざした活動をすすめてきました。
- ・平成16年、「さかい男女共同参画プラン」を策定しました。
- ・平成23年、「さかい男女共同参画プラン（第2次）」を策定しました。